

元高環共第 239 号
令和元年 6 月 19 日

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング
代表取締役 三保谷 明 様

高知県知事 尾崎 正直

「(仮称)今ノ山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する
知事意見について

このことについて、発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年 6 月 12 日通商産業省令第 54 号）第 14 条第 3 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、下記のとおりです。

記

本事業は、株式会社ジャパンウィンドエンジニアリングが、高知県土佐清水市及び幡多郡三原村の行政界周辺において、最大で総出力 197,800 kW の風力発電所を設置するものです。本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点から望ましいものです。

一方、事業実施想定区域及びその周辺では、鳥獣保護区や特定植物群落が存在しており、希少な動植物が生息、生育している可能生があるため、工事の実施や発電施設の稼働等による動植物の生息、生育環境への影響が懸念されます。

したがって、本事業計画の更なる検討にあたっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行ってください。

また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切かつ具体的に示してください。

1 総括的事項

(1) 関係地域内の住民や団体等との調整

本事業について、地域住民等に対し積極的な情報提供を行うとともに、分かりやすく丁寧な説明を行い、十分な理解を得られるよう努めること。

また、地域住民等からの意見に十分配慮したうえで事業計画を検討すること。

(2) 適切な調査、予測及び評価の実施

今後の環境影響評価手続においては、最新の知見やデータに基づき、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、生活環境や自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 事業計画等の見直し

上記のほか、2により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分低減できない場合は、風力発電施設の配置等の再検討、事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避、低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5) 累積的な環境影響について

本事業の事業実施想定区域及びその周辺では、他事業者による風力発電事業が計画されており、環境影響評価手続中であることから、今後、事業者間での十分な協議・調整を踏まえた事業計画の検討が行われなければ、環境影響が適切に評価されないことが懸念される。このため、他事業者と事業計画に係る情報共有・情報収集を行い、それにより得られた情報を考慮した上で、事業の内容を検討し、方法書及びそれ以降の図書において記載すること。

また、他事業者が計画している風力発電事業のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設の配置等を検討すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境について

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在し、工事の実施や発電施設の稼働等に伴い発生する騒音及び低周波音による生活環境への影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設等を住居から隔離する等の環境保全措置を講じ、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水環境について

事業実施想定区域に含まれる土佐清水市周辺は短時間雨量が非常に多い地域であり、平成13年9月に発生した高知西南豪雨の際は、土佐清水市付近を中心に猛烈な雨が観測され、山腹からの土砂等の流入により、益野川下流において濁水が流出する等甚大な被害を受けた経緯がある。

また、事業実施想定区域のほとんどは保安林に指定されている。このような状況を踏まえ、裸地が発生する工事期間中はもとより工事完了後においても、風力発電施設の設置場所や搬入路等からの土砂及び濁水の流出防止対策を講じるよう配慮すること。

(3) 動物について

ア 事業実施想定区域内には、今ノ山鳥獣保護区が含まれており、また、クマタカ等の希少な猛禽類が生息している可能性が高いため、方法書以降において十分調査をし、風力発電施設の位置・規模等の検討にあたっては、バードストライク等による生態系への影響を可能な限り回避するよう配慮すること。

イ 事業実施想定区域内には、イシヅチサンショウウオ、コガタブチサンショウウオ及びシコクハコネサンショウウオのほか、土佐清水市の一部の地域のみが生息しているとされているトサシミズサンショウウオ等の希少なサンショウウオ類が生息している可能性があるため、現地調査により生息状況を把握することに努め、生息地への影響を回避するよう配慮すること。

ウ 事業実施想定区域内に希少な動物が生息している可能性があり、周辺地域の土地の直接改変や森林の伐採、工事車両の通行による生態系への影響が考えられるため、調査、予測及び評価を行い、周辺の動物への影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(4) 植物について

今ノ山の山頂周辺には、自然度の高いアカガシ群落等が存在する。事業実施想定区域内には、当該群落が含まれており、風力発電施設の設置及び搬入路等の敷設に伴う伐開によっては生育環境が影響を受ける可能性があるため、風力発電施設の設置場所等の検討にあたっては、伐開面積を最小限に抑える等の策を講じ、植生への影響を回避するよう配慮すること。